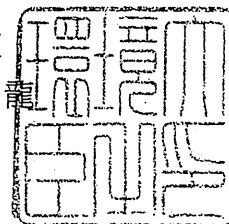


諮 問 第 3 0 2 号
環水大土発第 110301001 号
平成 2 3 年 3 月 1 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
松本 龍



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(±) -2-エトキシ-2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチルベンゾフラン-5-イル
=メタンスルホナート (別名エトフメセート)

シス-4-(エトキシカルボニルオキシ)-8-メトキシ-3-(2, 5-キシリル)
-1-アザスピロ [4. 5] デカ-3-エン-2-オン (別名スピロテトラマト)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカ
ルボキシミド (別名プロシミドン)

N-tert-ブチル-N'-(3-メトキシ-ortho-トルオイル)-3, 5-キシロヒ
ドラジド (別名メトキシフェノジド)

O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)

(別紙2)

5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル) -
1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) -オン (別名オキサジアゾン)

(2E) -2-(メトキシイミノ) -2-{2-[(3E, 5E, 6E) -5-(メトキシイミノ) -4, 6-ジメチル-2, 8-ジオキサ-3, 7-ジアザノナ-3, 6-ジエン-1-イル]フェニル} -N-メチルアセトアミド (別名オリサストロビン)

S, S'-ジ-sec-ブチル=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)

1-(2-クロロベンジル) -3-(1-メチル-1-フェニルエチル) ウレア (別名クミルロン)

2'-tert-ブチル-5-メチル-2'-(3, 5-キシロイル) クロマン-6-カルボヒドラジド (別名クロマフェノジド)

S, S'-ジメチル2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチル
ピリジン-3, 5-ジカルボチオアート (別名ジチオピル)

(RS) -N-[2-(3, 5-ジメチルフェノキシ) -1-メチルエチル] -6-(1-フルオロ-1-メチルエチル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン (別名トリアジフラム)

1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ [1, 5- α] ピリジン-2-イル) -5-[メチル (プロパー-2-イニル) アミノ] ピラゾール-4-カルボニトリル (別名ピラクロニル)

O-エチル (O-6-ニトロ-m-トリル) セコンダリーブチルホスホロアミドチオアート (別名ブタミホス)

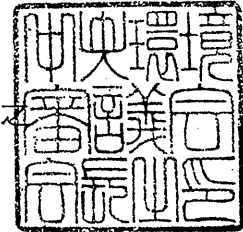
3-(2, 2-ジフルオロエトキシ) -N-(5, 8-ジメトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-c] ピリミジン-2-イル) - α, α, α -トリフルオロトルエン-2-スルホンアミド (別名ペノキススラム)



中環審第600号
平成23年3月1日

中央環境審議会土壌農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成23年3月1日付け諮問第302号、環水大土発第110301001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。